

1 啓発・広報

基本方針

障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害者に関する市民の理解を促進し、併せて、障害者への配慮等について市民の協力を得るため、幅広い市民の参加による啓発・広報活動を推進します。

啓発・広報活動の推進

【現状】

例年12月の障害者週間には、「市広報しゅうなん」において特集記事を掲載し、また、「障害者の福祉を考える集い」を開催して、市民の理解を進めてきました。周南市社会福祉協議会でもホームページや「しゅうなん社協だより」により、地域での福祉活動を紹介しています。

第2期の障害福祉計画の策定にあたっては、パブリックコメントを実施し、広く市民の関心を喚起しました。策定した第2期の障害福祉計画は市役所のホームページに掲載しています。

【課題】

共生社会の理念の普及

精神障害、知的障害、発達障害等に係る一層の理解促進

障害者への必要な配慮*・工夫に係る啓発・広報活動の充実

「心のバリアフリー*」の推進

【取り組み】

- ・障害者週間の行事の実施等を通じて、共生社会の理念の普及に努めます。
- ・「市広報しゅうなん」、「しゅうなん社協だより」、市ホームページ、市社会福祉協議会ホームページ、ケーブルテレビ等を利用し、引き続き啓発、情報提供に努めます。
- ・「障害者の福祉を考える集い」の継続開催に努めます。
- ・「障害者週間」(12月3日～12月9日)、精神保健福祉普及週間(10月下旬～11月上旬の一週間)を中心とした期間に集中的に広報活動や事業の実施に努めます。
- ・市民の理解が、まだ進んでいないとされる精神障害、知的障害、発達障害等について、その障害の特性や必要な配慮等に関し、市民の理解と協力が得られるよう一層の啓発・広報活動に努めます。
- ・地域社会における障害者への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大に努めます。
- ・障害のある人もない人も共に地域で生活するために、障害者に対する必要な配慮・

- 工夫について、市民の理解と協力を得るため、啓発・広報活動を更に推進します。
- ・視覚障害者誘導用ブロック、補助犬、補装具等に関する市民の理解を促進するとともに、円滑な利用に必要な配慮等の周知に努めます。
 - ・引き続き広報などで、障害者福祉の推進に関する取り組みを紹介し、その取り組みを広く普及させること等により、障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民の理解を深め、誰もが障害者などを自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」の推進に努めます。

福祉教育等の推進

【現状】

小・中学校における福祉教育では、障害の疑似体験、障害者福祉施設の運動会でのボランティア活動、障害者による講演会などの時間を設けて、学童期からの福祉教育等の推進を図っています。

【課題】

障害者を理解するための教育の啓発及び推進
障害のある子どもとない子どもの相互理解の促進

【取り組み】

- ・小・中学校等の特別活動等において、障害者に対する理解と認識を深めるための指導に努めます。
- ・障害のある子どもも、ない子どもも共に活動し、互いに理解しあえる機会の創出に努めます。

公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

【現状】

市の新規採用職員を対象に、障害福祉の研修を行っています。
周南市地域自立支援協議会*地域生活部会では、民生委員児童委員を対象として、市の周辺地域を中心にミニ研修会を開催し、障害に関する理解を深めています。

【課題】

行政機関、企業等の職員に対する障害者理解の一層の促進

【取り組み】

- ・市職員研修等で福祉学習の充実を図り、障害や障害のある人への理解を深めます。
- ・行政機関、企業等に対し、障害の特性や必要な配慮等に関し周知を図り、その一層の理解と協力を努めます。

ボランティア活動の推進

【現状】

市は、市民活動支援センターを設置し、市民活動グループの登録や情報誌「YUI」を発行しています。

障害者のスポーツ大会等のイベントの多くが、ボランティアのスタッフによって運営されています。

市社会福祉協議会の4つの支部には、ボランティアセンターがあり、ボランティアのコーディネート、養成・研修、団体の登録などを行っており、ホームページではボランティアに関する情報を掲載しています。

【課題】

ボランティア活動及び企業等の社会貢献活動の参加促進

【取り組み】

- ・地域住民のボランティア活動への参加促進に努めます。
- ・市社会福祉協議会、障害者団体、ボランティア団体等が開催する啓発等の行事に対して、支援・協力の継続に努めます。

目標事業量

事業名	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
ボランティア活動グループの登録 （登録団体数）	25 団体	H20	増やす	H26

2 教育・育成

基本方針

発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携により、特別支援教育の更なる充実を推進します。

また、障害のある社会人等に対しても、ニーズに応じた学習の機会を提供していくことにより、着実な支援の推進を図ります。

就学前教育の充実について

【現状】

乳幼児期における障害の早期発見、早期療育を推進するために、保健・医療・福祉教育の関係機関が連携し、相談、治療、療育などの一貫した支援を行う「総合療育システム」を周南児童相談所が実施しています。

地域の幼稚園や保育所では、障害のある幼児を受け入れ、教育や保育の機会を提供していますが、保護者の希望に必ずしも応えられない状況もあります。

その後、設置された周南市地域自立支援協議会の教育部会などにおいても、相談機関と幼稚園・保育所、療育機関との連携を一層深めていくことの大切さが再認識されています。

【課題】

乳幼児期における、障害の早期発見、早期療育の推進

地域の幼稚園や保育所での教育や保育の機会を選択できる体制づくり

【取り組み】

- ・乳幼児期における、障害の早期発見、早期療育を推進するため、保健・医療・福祉・教育の相談機関、幼稚園・保育所、療育機関と連携し、事業の推進を図ります。
- ・幼稚園や保育所での障害のある幼児の受入れを促進するとともに、教育・保育担当者の資質向上のための研修に努めます。
- ・保護者に対する就学前教育の啓発を行うとともに、運営費の支援措置を充実し、幼稚園や保育所での障害のある幼児に対して、療育機関と相談しながら、きめ細かな教育・保育の充実に努めます。
- ・ことばの発達に課題のある子どもや保護者には、「幼児ことばの教室（徳山・富田東・勝間小学校）」を通じ、相談や支援を行います。
- ・就学相談では、市教育委員会は専門家の意見を聴き、相談・支援を行い、保護者の意見表明の機会を設ける等、就学指導委員会の充実を促進します。
- ・障害のある幼児とその保護者を対象に「つばさ園」において実施している心身障害児母子通園訓練事業の充実に努めます。

学齢期教育段階における教育の充実

【現状】

本市には、総合支援学校が二箇所設置され、義務教育段階の障害児への教育のために中心的な役割を担っています。

本市の小・中学校において、児童生徒の障害の状態等に即した指導を行うために、特別支援学級は小学校では50学級、中学校に17学級設置されています。

また、通級指導教室（ことばの教室）は、徳山・富田東・勝間小学校に設置されています。

【課題】

義務教育段階における障害のある児童生徒に対する適切な教育

通常学級に在籍する障害のある児童生徒に対する多様な障害に応じた教育

学校環境の整備

教職員等の指導力の向上

【取り組み】

- ・義務教育段階における障害のある児童生徒への教育は、総合支援学校並びに、小・中学校の特別支援学級における教育及び通級指導教室での指導を通じ、それぞれの障害等に配慮した教育を行い、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的な自立を可能な限り実現していくことを目指します。
- ・総合支援学校や特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒が、ふれあいを深め、理解し合う交流及び共同学習や、障害のある児童生徒の障害の実態に応じた通常学級での学習も引き続き推進していきます。
- ・障害の重度化・重複化や多様化に対応できるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画による一人ひとりに応じたきめ細かな教育方法・内容の改善等によって障害のある児童生徒に対する教育の質的充実を図ります。
- ・LD*（学習障害）、ADHD*（注意欠陥多動性障害）、自閉症などの発達障害にも対応できるよう、学校としての支援体制を確立し、校内における教育内容や指導方法の改善に努めるとともに保護者などの教育相談を行っていきます。
- ・小・中学校と周南・徳山総合支援学校において、交流教育をさらに推進します。
- ・「特別支援教育センター*」（周南総合支援学校）、「地域支援室*」（徳山総合支援学校）、「サブセンター*」（徳山小学校）と協力して、発達障害を含む様々な障害の課題の相談や、解決に向けて努力し、継続的支援が進められるようにします。
- ・障害の実態に応じて学習ができる環境づくりと障害の状態や特性に応じた学校施設の更なる整備・充実に努めます。
- ・特別支援教育長期研修教員の派遣制度の活用にも努めます。
- ・特別支援教育の向上を図るために開催される専門的な研修会や講習会、国の実施する研修などへの教職員の派遣や、周南総合支援学校に在籍している地域コーディネーター*等と連携した特別支援教育に関する研修会等を活用します。
- ・教職員全体の指導力の向上を図るため、教職員の研修機会の拡充にも努めます。

- ・特別支援教育の新担当者に対する研修をさらに充実し、その成果や課題を的確に把握し、教職員の指導力の向上を図ります。

乳幼児期からの支援と総合支援学校等との連携体制の確立

【現状】

教育においては、「ふれあい教育センター」(やまぐち総合教育対策センター内)における相談活動や巡回就学相談などを中心に、「特別支援教育センター」の地域コーディネーターによる「巡回相談」や「要請相談」の実施や、「地域支援室」、「通級指導教室」などが連携して幼児期からの療育相談を行うなど、訪問の要請については、年々増加の傾向が見られます。

特別支援学級在籍児童生徒及び通級指導教室に通級している児童生徒は、個別の教育支援計画はほぼ策定済みです。

障害のある乳幼児、児童生徒とその保護者、小・中学校、療育機関との相談・支援を児童相談所や、総合相談支援センター「ぱれっと」が行っています。

本市には、「特別支援教育センター」、「地域支援室」及び「サブセンター」があり、障害のある幼児・児童生徒への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、関係機関との連絡・調整等行っています。

【課題】

乳幼児期からの個別の支援計画や個別の教育支援計画の策定・活用の推進
総合支援学校との連携の確立と小・中学校等に対する支援の推進

【取り組み】

- ・教育、福祉、医療、保健、労働関係機関等が緊密な連携のもと、今後とも、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、進学、就職等を通じ、それぞれの段階において、個別の支援計画や個別の教育支援計画の位置づけの明確化、その策定・活用の推進を図ります。
- ・今後とも、各総合支援学校と連携し、障害のある幼児・児童生徒への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、関係機関との連絡・調整等を行い、地域に根ざした協力体制を構築します。
- ・特別支援教育センターから巡回要請訪問を行い、山口県発達障害者支援センター等の専門機関と連携した相談支援体制の強化に努めます。
- ・授業参観などを行い、個別の相談の対応や、学年、学校単位のケース会議を行い、個別のケースへの対応や個別の支援計画や個別の教育支援計画の作成に向けて検討します。
- ・保護者に対する理解、啓発活動を実施します。
- ・通常学級に在籍していて配慮が必要な児童生徒の個別の教育支援計画の作成を行います。
- ・引き続き、公立幼稚園、公立小・中学校に対し、定期的に巡回訪問を行っていきます。また、その他の保育所、幼稚園に対しては、要請訪問という形で、訪問活動を

行います。

- ・引き続き、各機関と授業参観やケース会議を通じて、具体的な支援について職員と協議を行い、連携を進めます。

進路・就労に向けての支援

【現状】

学校、関係機関及び市が連携・協力して、学校卒業後の進路先について、進路指導連絡協議会を通じ協議検討を行い、支援をしています。

【課題】

総合支援学校、各関係機関との連携・協力
障害者の家族の就労に対する理解、啓発の促進

【取り組み】

- ・総合支援学校、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センターワークス周南、事業所などの関係機関と連携・協力します。
- ・お互いの情報交換や課題の協議を行い、現場実習先の開拓や新たな職域の開拓などを支援します。
- ・障害のある生徒の進路について、学校や関係機関との協議を継続し、より良い進路決定に努力します。
- ・障害のある生徒及びその保護者等に対し、障害者の一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。
- ・重度・重複障害*のある生徒の進路については、早い段階から実態を把握し、関係機関との連携のもと、適切な進路先を開拓するとともに、どの施設も定員を超えていたり、医療的な配慮が必要な障害者に対応できなかつたりしている現状の改善に努めます。

生涯学習機会の確保・充実

【現状】

共生社会の中で、障害のある人の学習ニーズも多様化しており、学習の意欲に応えるため、学習情報や学習機会の提供・学習相談等への対応を積極的に行っています。

【課題】

障害者に対する生涯にわたる学習機会の確保

【取り組み】

- ・共生社会の中で、障害のある人の学習ニーズも多様化しており、学習の意欲に応えるため、学習情報や学習機会の提供・学習相談等への対応を積極的に行うとともに、障害者の社会参加を図ります。

- ・「市広報しゅうなん」、「しゅうなん社協だより」、市ホームページ、市社会福祉協議会ホームページ、生涯学習センター、公民館等、徳山社会福祉センター、新南陽総合福祉センター等において障害の特性に対応した情報提供体制の充実に努めます。
- ・障害のある人もない人も、共に学び合う学習機会を確保・推進します。
- ・障害のある人にも参加しやすい公民館等の施設整備や生涯学習センター・公民館等での相談体制の充実に努めます。
- ・障害のある人が自立生活を目指すための学習プログラムを検討します。

目標事業量

事業名	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
幼稚園・保育所の障害児の受け入れ （入所児数）	22人	H21	増やす	H26

3 雇用・就業

基本方針

雇用・就業は、障害者が地域でいきいきと生活していくための重要な柱であり、働くことを希望する障害者が能力を最大限に発揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、職業的自立を図るため、雇用施策に加え、福祉施策や教育施策と連携した支援等を通じて障害者の就労支援の更なる充実・強化を図ります。

障害者の雇用の場の拡大

【現状】

周南市地域自立支援協議会の専門部会として就労部会を設け、平成20年度には、民間企業の労務担当者の会議に参加し、障害者の雇用促進についてのアピールを行いました。

平成21年度は、就労部会で作成した雇用主に対する助成制度のリーフレット等により、商工会議所において同様のアピールを行いました。

また、総合支援学校の進路指導連絡協議会に参加し、卒業後の就労を支援しています。

【課題】

障害者雇用率制度*を柱とした障害者雇用の一層の促進
知的障害者、精神障害者等の雇用促進

【取り組み】

- ・就業を希望する障害者に対しては、公共職業安定所（ハローワーク）、山口障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターワークス周南*等と連携を図り、きめ細やかな相談と情報提供に努めます。
- ・公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、事業所の法定雇用率達成と職場への障害者受け入れの理解についての啓発等に努めます。
- ・公共職業安定所（ハローワーク）を中心に関係機関との連携を深め、企業に対し助成制度の周知や啓発活動を積極的に推進します。
- ・事業所の施設や設備の改善等、職場環境の整備を促進するため、各種助成制度の活用を促進し、企業の経済的負担の軽減を図るための啓発に努めます。
- ・障害のある人の自営に対しては、経済的支援としての貸付制度や技術習得の場の確保等、制度の充実を関係機関に要望します。
- ・周南市は率先して、計画的に障害のある人の採用に努めます。

障害者の能力や特性に応じた働き方の支援

【現状】

平成20年4月に、障害者プレ就業・生活支援センターワークス周南が県の受託事業所として発足し、就業と生活の両面にわたる一体的な相談・支援を始めました。平成21年4月には、国の委託事業を正式に受けました。

また、平成20年6月には、「しゅうなん若者サポートステーション*」も開所し、臨床心理士やキャリアカウンセラーによるカウンセリング、職場体験、職場見学等を実施し、若者の職業的自立を支援しています。

【課題】

短時間労働等による障害者雇用の促進

【取り組み】

- ・障害者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障害者のニーズを踏まえつつ、短時間労働への対応等、障害者の雇用機会の拡大を支援します。
- ・障害者雇用率制度の対象に短時間労働者も含まれることの周知を図ります。

総合的支援施策の推進

【現状】

平成19年度に発足した周南市地域自立支援協議会の専門部会として就労部会を設け、障害者や保護者、その他公共職業安定所（ハローワーク）、民間企業、就労支援事業所*、総合支援学校等の職員を委員として、障害者の雇用・就業について様々な協議と活動をしています。

平成20年度と平成21年度の障害者の福祉を考える集いでは、就労に関する分科会を開催し、障害者を雇用している企業の事例や、関係行政機関の助成制度などについて理解を深める機会としました。

また、就労支援事業所等の工賃の引き上げを目指して、市に対し発注量増加の要請を行いました。

障害者自立支援法の施行に合わせ、就労支援事業所等へ通所する者への更生訓練費の支給は身体障害者福祉法から削除されましたが、市独自の制度として3障害を対象とした同様の趣旨の給付金を存続させました。平成21年7月からは、通所に要する交通費の助成も追加しました。

【課題】

- 関係機関と連携した支援の充実・強化
- トライアル雇用*（試行雇用）の推進
- 通所交通費の助成
- 山口県工賃倍増計画による福祉的就労の底上げ

【取り組み】

- ・ワークス周南などを中心に福祉・教育等関係機関と連携した支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開します。
- ・ジョブコーチ*の周知と活用を図り、障害者の就労を支援します。
- ・障害のある人の就職に対する不安を軽減し、事業主に障害のある人との相互の理解を深め、その後の常用雇用を目指すことを目的とした、トライアル雇用(試行雇用)を支援します。
- ・就労支援事業所等に通所する障害者に対し、交通費の助成を行います。
- ・庁用物品における、福祉施設等の製品や市委託業務の優先発注を推進します。
- ・地域との交流を要望する施設等には、ボランティアや実習生の派遣を支援します。
- ・施設の安定的な運営を支援するために、必要に応じて遊休公共施設の活用を検討します。
- ・就労支援事業所等の平均工賃月額目標額を、26,000円とします。

目標事業量

事業名	現状(基準年度)		目標値(目標年度)	
就労支援施設から一般就労への移行 (周南市障害福祉計画〔第2期〕より) (移行者数)	4人	H19	10人	H23
障害者雇用 (ハローワーク徳山管内実雇用率)	1.34%	H21	1.80%以上	H26
周南市庁用物品の購入 (就労支援事業所発注割合)	1.69%	H20	3.40%	H26
工賃月額の引き上げ (就労支援事業所平均値)	10,939円	H20	26,000円	H26

4 情報・コミュニケーション

基本方針

IT（情報通信技術）の活用による障害特性に対応した情報提供と、コミュニケーション支援体制の充実を図ります。

情報バリアフリー化*の推進

【現状】

「市広報しゅうなん」、「しゅうなん社協だより」、市民活動支援センター発行の情報誌「YUI」、説明会等、また、市や市社会福祉協議会のホームページで情報発信をしています。

また、希望者に、「声の広報」及び「点字広報」を発行するとともに、必要に応じて広報折込みチラシの音訳及び点訳をしています。

【課題】

それぞれの障害者の特性に応じた情報提供体制の充実

【取り組み】

- ・それぞれの障害者の特性に応じた情報提供体制の充実に努めます。
- ・「音声広報」及び「点字広報」を、引き続き発行します。
- ・障害者が使いやすい情報通信機器の情報収集・普及支援に努めます。
- ・障害の特性に応じた日常生活用具*の充実に努めます。
- ・「市広報しゅうなん」、「しゅうなん社協だより」、説明会等での情報提供とともに、市や市社会福祉協議会のホームページの充実に努めます。
- ・障害者団体、ボランティア団体・サークル、市社会福祉協議会及び市の情報の集積機能を徳山社会福祉センターや新南陽総合福祉センター内に設けることについて、検討・充実を図ります。

障害者の情報収集・提供の充実

【現状】

毎年度「障害者福祉のしおり」を発行し、障害者の福祉サービスの情報提供に努めています。

市役所の受付窓口75箇所には、「耳マーク*」を設置し、聴覚障害者等の窓口での負担軽減に配慮しています。

障害福祉課では、視覚障害者へのSPコード*作成文書を推進しています。また、全庁的な取り組みとして、希望する視覚障害者に発送する公文書の封筒には、「周南市」の点字シールを貼付しています。

【課題】

視覚障害者や聴覚障害者を対象とした情報提供の充実
知的障害者に配慮した情報提供の充実
障害者への情報提供体制の充実

【取り組み】

- ・ 市内における文書のSPコード化の推進に努めます。
- ・ 聴覚障害者のために、窓口の手話通訳や要約筆記の充実に努めます。
- ・ 知的障害者への情報提供については、分かりやすい表現、イラストや図、振りがな処理等により、理解しやすい文書の作成に努めます。
- ・ 市内であれば、どの地区に住んでいても必要な情報が入手できる体制の確立に努めます。
- ・ 「障害者福祉のしおり」の充実に努めます。
- ・ 市と障害者団体の情報交換の場を設けるなど、障害者団体に必要な情報が提供できる体制整備の充実に努めます。

コミュニケーション支援体制の充実

【現状】

手話奉仕員、音訳（朗読）奉仕員・点訳奉仕員養成講座は毎年、要約筆記奉仕員*養成講座は2年に1度行っています。また、平成21年度から市役所にも手話通訳の窓口を設置し、平成22年度からは要約筆記の窓口を設置します。

市が主催する大会・講演会等の行事では、手話通訳者及び要約筆記奉仕員の配置に努めています。

【課題】

手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、音訳（朗読）奉仕員及び点訳奉仕員の養成、派遣の促進

【取り組み】

- ・ 手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、音訳（朗読）奉仕員及び点訳奉仕員の養成に努めます。
- ・ 視聴覚障害者のニーズに応じた派遣を行うコミュニケーション支援事業*の適正な実施、促進に努めます。
- ・ 市主催の大会・講演会等の行事では、手話通訳者や要約筆記奉仕員の配置の促進に努めます。

目標事業量

事業名	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
手話通訳者及び要約筆記者 （登録者数）	21人	H21	増やす	H26

5 スポーツ・文化・交流

基本方針

障害のある人もない人も同じようにスポーツやレクリエーション活動をはじめとする余暇活動を楽しむことは、人生を豊かにするとともに、交流による互いの信頼関係を育むことに結びつくことから、レクリエーション活動等を通して、市民一人ひとりがお互いに理解と信頼関係を醸成します。

スポーツ・レクリエーション活動の育成・支援

【現状】

本市での身体障害者のスポーツ活動は、周南地区や県の大会に積極的に参加するとともに、全国大会へも選手が派遣されています。

知的障害者のスポーツ活動は、施設や学校単位で県大会や全国大会へ参加し、優秀な成績を収めています。

レクリエーション活動については、各障害者団体が自主的に企画・運営する活動や障害者福祉ネットワーク会議の「集まれフェスタ」を支援しています。

「周南3市身体障害者ふれあいフェスタ」においては、障害者団体と協働して企画運営を行います。実施競技についても、参加者の意見を反映し、実施しています。

【課題】

障害者だれもが参加できるスポーツ、レクリエーション活動の振興
スポーツ大会やレクリエーション活動への障害者の参加の支援

【取り組み】

- ・ 障害のある人の各種大会への積極的な参加促進を図り、車いすバスケットボールや卓球・水泳・アーチェリー等、障害のある人一人ひとりに合った種目の普及啓発に努めます。
- ・ 各種スポーツの指導を受けることができる体制づくりを支援します。
- ・ 「キラリンピック」、「周南3市身体障害者ふれあいフェスタ」、「パラトリウム大会」及び「ふれあい風船バレーボール大会」などへの参加を促すため、PRに努めるとともに、「周南3市身体障害者ふれあいフェスタ」については、引き続き障害者団体と協働して企画運営を行います。
- ・ 障害者団体やボランティア団体が自主的に企画運営するレクリエーション活動を支援します。
- ・ 行事やイベントに障害者自身が参画し、障害者の声が反映されるよう支援します。

スポーツ・レクリエーション施設の整備・指導者養成の促進

【現状】

障害のある人のスポーツ参加等を促進するため、障害者が気軽に利用できるように施設のバリアフリー化を進めていますが、スポーツ活動等を行う場合、使いづらいつとや適切に対応できる指導者がいない等の問題もあります。

【課題】

体育館等の公共施設のバリアフリー化及び利用の促進
ボランティアによる指導や協力及び指導者の確保や資質の向上

【取り組み】

- ・ 障害のある人のスポーツ参加を促進するため、体育館等の公共施設のバリアフリー化を更に進めます。
- ・ 障害者スポーツ指導者養成研修会等の情報を関係機関、一般市民に積極的に提供します。
- ・ 平成23年に山口県で実施される「第11回全国障害者スポーツ大会」に向けた取り組みを行います。
- ・ 徳山社会福祉センターや新南陽総合福祉センター等を中心として、ボランティアによる指導や協力により、指導者の確保や養成に努めます。

文化・芸術活動への参加促進

【現状】

障害のある人の文化・芸術活動については、徳山社会福祉センターや新南陽総合福祉センター等を中心に講座の開催や自主的なサークル活動が行われています。

障害のある人が、障害のない人と同様に、更なる参加ができるように、市内の各公民館等における講座にも、新たな取り組みを促すことが必要です。

【課題】

文化・芸術活動を発表する機会の提供
文化・芸術活動を通しての交流、相互理解、共生の推進
文化・芸術活動実践のための奨励、支援の充実

【取り組み】

- ・ 障害のある人の特性を配慮しつつ、ボランティアや市民と一緒に活動できる講座の企画・充実に努めるとともに、県障害者芸術文化祭や、市美術展等への参加について、積極的な啓発活動に努めます。
- ・ 障害のある人もない人も、ともに講演会や展覧会、演劇公演、音楽会など優れた芸術・文化に触れる機会の拡充に努めます。
- ・ 文化・芸術イベントの情報提供を充実するほか、指導者の派遣、活動発表の場や機

会の充実などサークル活動への支援施策を充実し、障害のある人への文化・芸術活動を支援します。

- ・市内の各文化施設のバリアフリー化を逐次進めるとともに、障害者や障害者団体の施設利用の促進に努めます。
- ・各種催しやイベントなどでは、車いす使用者のスペース・駐車場の確保など、障害のある人に配慮した運営がなされるよう、啓発に努めます。
- ・行事やイベントに障害のある人自身が参画し、障害のある人の声が反映されるよう啓発します。

目標事業量

事業名	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
キラリンピックへの参加 （参加者数）	106人	H21	増やす	H26
障害者芸術文化祭への参加 （参加者数）	46人	H21	増やす	H26

6 生活支援

基本方針

利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の確立のため、障害の程度にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現に向けた取り組みを推進します。

また、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援及び各種サービスの提供を図るとともに、成年後見制度*の利用促進等による権利擁護を図り、地域生活を支援します。

利用者本位の相談支援体制の整備

【現状】

身体障害者相談員*、知的障害者相談員*の研修を、平成19年度から実施しています。今後も毎年行うよう努めます。

民生委員児童委員に対しては、平成19年度から周南市地域自立支援協議会地域生活部会により、市の周辺地域を中心にミニ研修会を行っています。

周南圏域内の障害福祉サービス提供事業所*の職員を対象に、平成20年度から周南市地域自立支援協議会相談支援会議により、ケアマネジメント研修を実施しています。

相談支援事業所や在宅福祉サービスのPRについては、ホームページや「障害者福祉のしおり」により充実を図っています。本庁や各総合支所では、毎月、障害者総合相談を実施しています。

障害者福祉の充実を図るため、平成21年度から新たに障害福祉課を設置しました。

成年後見制度の周知を図るとともに、申立人がいない場合に市長が申立人となる「市長申立て制度」を実施しています。市社会福祉協議会では、地域福祉権利擁護事業*の相談を受け付けています。

【課題】

地域自立支援協議会や相談員制度を中心とした相談支援体制の充実

乳幼児期における障害児への支援

発達障害*者及び難病*患者に対する施策の推進

成年後見制度の利用促進等による権利擁護

各種給付制度による支援

【取り組み】

- ・身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員児童委員の資質の向上を図るため研修等の充実に努めます。
- ・身体障害者相談員、知的障害者相談員、相談支援の拠点である相談支援事業所（総合相談支援センター「ぱれっと」、地域生活支援センター「ウイング」、相談支援セン

ター「しょうせい苑」)を広く市民にPRし、利用の促進に努めます。

- ・民生委員児童委員、福祉員と連携し地域相談機能の充実強化を図ります。
- ・乳幼児期における障害児への支援について、障害児施設等による療育や家族への支援を行うとともに、保育所や幼稚園等においても、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう対応することが子どもの発育にとって重要であることから、未就学障害児の支援に努めます。
- ・発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を推進する観点から、保健・医療・福祉・就労・教育等の制度横断的な関連施策の推進を図ります。
- ・市民に対する啓発や広報活動などを通じ、発達障害者への理解を深めることに努めます。
- ・広報活動等による情報提供や相談支援事業所の活用等により、引き続き、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用方法等について一層の周知・啓発を図ります。
- ・視覚障害者、聴覚障害者などが、悪質商法の被害や犯罪に巻き込まれることのないよう、点訳・音訳・要約筆記ボランティアや手話通訳者の派遣相談体制の充実を図ります。
- ・各種年金や手当等の制度の周知に努めるとともに、市独自の支援事業についても継続に努めます。
- ・税制上の優遇措置、貸付制度、公共料金の割引制度等経済的な負担を軽減する制度の周知を図ります。
- ・補装具や日常生活用具の給付については、制度の周知と充実を図ります。
- ・原因不明で治療法が確立されていない疾患に対する難病対策については、関係機関と連携して支援を行います。

地域移行の推進

【現状】

通所施設は、障害の重度化、重複化、高齢化に対応するため、より一層保健、医療機関との連携を図ることが求められています。障害のある人の地域の拠点として在宅サービスや相談支援サービスを充実することにより、障害者の地域生活移行に必要な支援を行っています。

【課題】

- 施設の整備・サービスの充実
- 精神障害者社会復帰対策の推進
- 施設と地域交流の推進
- 障害児の放課後等の支援

【取り組み】

- ・利用者の状態を勘案したサービス提供を基本とし、在宅生活支援のためのサービスの充実を図ります。

- ・福祉施設の建設に当たっては、民間活力の導入を基本とし、建設に伴う財源負担の軽減を図るための支援に努めます。
- ・ホームヘルプサービスについては、適正支給量の確保を図ると共に、障害者（児）に対応できるホームヘルパーの養成を支援します。
- ・平成16年度に開設した周南市障害者デイサービスセンターの利用促進を図ります。
- ・公営住宅などの供給や優先入居を継続して実施します。
- ・賃貸契約による住宅への入居が困難な障害者等に対する居住サポート事業を検討します。
- ・精神障害者の社会復帰対策の推進については、今後とも、周南健康福祉センターとの連携のもと、社会復帰の支援体制の整備を図ります。
- ・施設を地域に根ざしたものとするため、入所者と地域の人々との交流の促進を支援します。
- ・各施設が、地域の中で求められる役割に応じた福祉の拠点となるよう支援します。
- ・施設職員の福祉に対する知識や資格を、地域でのボランティア活動等に役立ててもらおうための支援に努めます。
- ・放課後や長期休暇中の居場所づくりを図るため、タイムケア事業*、日帰りショートステイ事業*等の充実に努めます。

目標事業量

事業名	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
障害児の放課後支援〔タイムケア事業〕 （実施か所数） 利用者数 対象学年	2 か所	H21	4 か所	H26
	15 人		30 人	
	小3～高3		小1～高3	
日帰りショートステイ事業 （実施か所数） 利用者数	13 事業所	H20	15 事業所	H26
	35.6 人/月		40 人/月	

7 保健・医療

基本方針

障害者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実し、障害者のQOL*（生活の質）を高めるとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

障害の原因となる疾病等の予防・治療

【現状】

障害のある子どもの療育については、早期発見により、適切な治療と訓練を行い、障害の軽減と基本的な生活動作の獲得を図ることを目的に、周南健康福祉センター等との連携により、早期療育体制の推進に努めています。

乳幼児の心身の健全な発達を促進するため、市健康増進課が1か月・3か月・7か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の各種健診を適切な時期に実施し、障害の早期発見から、早期治療・療育への誘導を適切に行っています。

また、出生時から、治療、健診等の際に相談を受ける医療機関の医師が多いため、医療・保健・福祉が連携した療育体制の確立を図りつつあります。

【課題】

健康診査による障害の早期発見と適切な個別保健指導の充実

医療機関との連携体制の充実及び機能回復訓練に関わる人材や設備等の有効活用

【取り組み】

- ・障害のある子どもの療育については、適切な治療と訓練を行い、障害の軽減と基本的な生活動作の獲得を図ることを目的に、周南健康福祉センター等との連携により、引き続き早期療育体制の推進に努めます。
- ・乳幼児一人ひとりの障害実態に応じた各種福祉サービスが適切に提供できるよう、医療・保健・福祉が相互に連携し、総合的な療育相談・指導体制の整備・充実を図ります。
- ・各団体施設に委託している機能回復訓練事業等の継続と、乳幼児一人ひとりに応じた支援を実施します。

障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

【現状】

近年、障害の重度化・重複化と併せて、言語・感覚等、身体機能障害とは異なる心理的・内面的な問題や、子育てに不安を持つ保護者に対する相談・支援等、様々な問

題を抱えるケースが増加する傾向にあります。

このため、「つばさ園」では、知的障害児のみならず、子育てに不安のある保護者を含め、就学前における早期療育の場として、多くの子ども達の発達を総合的に支援しています。

【課題】

発達段階に応じた療育機関と連携した医療の支援

【取り組み】

- ・「つばさ園」が保健・医療・福祉との連携を強化し、地域の期待に沿える総合療育機関としての役割を十分に果たせるよう支援します。

医療給付制度の推進

【現状】

障害の状況や障害の程度に応じ、自立支援医療*制度及び重度心身障害者医療費助成制度を実施しています。

【課題】

自立支援医療制度及び重度心身障害者医療費助成制度の推進

【取り組み】

- ・医療給付は、障害の軽減及び経済的支援等、福祉における基本的なサービスの一つであり、所得制限の緩和や制度の見直しによる整備・充実を図るよう国・県へ要望します。

医療体制の充実

【現状】

障害の発生予防をはじめ、早期発見、治療、リハビリテーション等、健康の保持・増進に向けた医療の果たす役割は大きく、安心して受診できる体制の充実が必要です。

近年、特に障害の重度化・重複化とともに障害者の高齢化が著しく、これに伴い生活支援や介護が今後の大きな問題となっています。

このため、リハビリテーション等の充実による障害の軽減と自立への促進とともに、生涯を通しての健康づくりや障害発生の予防等について、医療を中心に保健・福祉相互の連携を図ります。

【課題】

ライフステージに応じた保健福祉サービスの推進
リハビリテーション体制等の整備・充実

【取り組み】

- ・ 障害の重度化や障害者の高齢化に対応するため、医療を中心として保健・福祉・介護の各分野が連携を図りながら地域支援体制づくりを推進します。
- ・ リハビリテーション医療*を実施するためには、乳幼児期から高齢期にいたるまでのすべてのライフステージにおいて、治療及びリハビリテーション訓練が受けられることが重要なことから、核となる医療機関を中心として、地域リハビリテーション医療体制の確立に努めます。

精神保健対策の充実

【現状】

精神障害者に対する施策は、最終的に社会復帰の促進を目指しており、症状が回復するに従い、入院から通院、病院から社会復帰施設*、社会復帰施設から地域社会へと復帰することとしています。また多くの精神障害者は、病院での入院生活を送っているところです。

今後、精神障害者の社会復帰や自立した生活と社会参加を促進していくためには、精神障害者に対する社会的な誤解や偏見を取り除いて正しい知識の普及や地域住民の関心と理解を深め、人権に配慮できる社会環境を作りあげることが重要です。

【課題】

- 精神障害者の地域社会への復帰支援
- 精神障害者への偏見や差別の解消

【取り組み】

- ・ 周南健康福祉センターや精神科医療機関、地域生活支援センター「ウイング」などと連携を図りながら、相談支援を推進します。
- ・ 精神障害者に対する正しい知識の普及のための広報・啓発活動を通して、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるよう努めます。

8 生活環境

基本方針

誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。

このため、障害者等すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー*環境の整備に向けた取り組みを推進します。

また、防災、防犯対策についても、積極的に推進します。

公共施設等のバリアフリー化の推進

【現状】

ユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進するうえで、市の施設においては、生活道の段差、公共施設のスロープや手すり等、新設又は既存の設備などについても、障害のある人が、日常の行動において安全で利用しやすいように、改善を行ってきましましたが、なお、バリアフリーが完全に実施されていない施設や、障害者専用の駐車スペースが設置されていない場所もあります。

また、市本庁舎、新南陽総合支所、徳山社会福祉センター、新南陽総合福祉センター、徳山保健センター、キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター等でオストメイトトイレ*の設置、そのほか、市役所市民課の電光掲示板等の設置が実現しています。

徳山駅周辺地区（重点整備地区）における「都市公園特定事業計画」及び平成20年10月に策定した「周南市緑の基本計画（緑化重点地区）」に基づき、既設の都市公園における改修として、出入口を緩やかなスロープにすることや多目的トイレの設置などにより、すべての市民が安全に安心して利用できる施設整備を図っています。

【課題】

市の施設に係るバリアフリー化の徹底と障害者用の駐車スペース等の整備
公園の整備におけるバリアフリー化の推進

【取り組み】

- ・平成19年3月に「周南市移動等バリアフリー基本構想」が策定され、徳山駅周辺を重点整備地区としています。この基本構想のもと、「公共交通特定事業計画」、「道路特定事業計画」、「都市公園特定事業計画」、「交通安全特定事業計画」を定め整備を図ります。
- ・市の施設について、窓口までの経路、高齢者、障害者等に対応した便所（オストメイト対応）駐車スペース等の整備を推進します。
- ・パーキングパーミット制度*の早期導入に努めます。
- ・新設又は改修するすべての都市公園のバリアフリー化を推進します。
- ・周南緑地、永源山公園、高水近隣公園及びその他既設の都市公園（12公園）のバ

リアフリー化を図ります。

住宅、建築物のバリアフリー化の推進

【現状】

移動・移乗支援用具(手すり・スロープ等)の利用状況は平成19年度3件、平成20年度4件、住宅改修費(住宅生活動作補助用具)の利用状況は平成19年度2件、平成20年度3件でした。

新設の市営住宅については、公営住宅等整備基準に沿って、床段差の解消、便所・浴室等への手すり設置、3階建て以上のエレベーター設置等が図られています。

また、障害者の優先入居を継続して実施しています。

【課題】

公営住宅などのバリアフリー化の更なる推進

【取り組み】

- ・障害がある人に対し、手すりの設置や段差解消を図るため、居住環境整備や日常生活用具の給付を引き続き行っていきます。
- ・新築されるすべての市営住宅について、バリアフリー化を推進します。

外出支援施策の推進

【現状】

視覚障害者を支援するための点字誘導ブロック上の支障となる放置自転車の撤去について、平成18年度は広報による啓発に努めました。

また、平成20年度は、障害者の方々と一緒に、県道下松新南陽線、平和通、御幸通、国道2号(三田川交差点～住吉中学校前交差点)、市道遠石江口線(本町～速玉町)を通り、現地において道路や横断歩道等の改善点を話し合いました。

障害者が地域社会の一員として、外出等に伴う交通手段を確保する必要があるため、重度障害者に対する、初乗り運賃を負担するタクシーチケットの給付や、障害者の円滑な外出を支援する移動支援事業*を実施しています。

また、障害者の社会生活参加支援のための、運転免許取得助成事業、自動車改造助成事業及び介護者用自動車改造助成事業も実施しています。

【課題】

外出支援事業の更なる推進

歩行空間のバリアフリー化の啓発及び推進

【取り組み】

- ・周南市のガイドマップの作成については、作成に向けて検討を重ねています。
- ・バリアフリー新法に基づく重点整備地区内の主要な生活関連道路について、更にバ

リアフリー化を進めます。

- ・点字ブロック上の放置自転車・看板の設置等、障害のある人の通行の支障となっている行為について、市民を対象に広報等による積極的な啓発活動を推進します。
- ・歩道の段差解消や点字ブロック、音響式信号機の設置等、障害のある人の要望に対し、安全かつ利用しやすいものになるよう、障害のある人を含め関係機関と協議しながら順次整備改善に努めます。
- ・広場、駐車場及び便所等を始めとした施設のバリアフリー化について、啓発し、改善を推進します。
- ・福祉タクシー助成事業、重度障害者の移動支援事業について、引き続き実施します。
- ・運転免許取得助成事業、自動車改造助成事業及び介護者用自動車改造助成事業を、引き続き実施します。
- ・障害者のコミュニティ活動を支援するため、車いす（2台）搭載可能のリフト付きバスの貸し出しを行います。

防災、防犯対策の推進

【現状】

「周南市障害者等の安否確認実施要綱」を策定し、災害時の安否確認を円滑に行うため、希望者についての登録制度を設け、防災部局、消防本部等へ情報提供できる体制を整備しています。

また、災害時要援護者の安否確認等作業検討委員会を設置し、情報共有等に係る課題の整理、検討を行っています。

【課題】

災害時の支援体制等の整備

災害時における障害者の安全確保に向けた体制づくりの推進

防犯教育の推進

【取り組み】

- ・要援護の障害者に係る情報の共有化を進め、市、消防等の防災関係機関、民生委員児童委員、自主防災組織*などの関係者が協力、連携できる支援体制の確立に努めます。
- ・避難支援プランの作成に努めます。
- ・災害時における二次災害等を防止するため、住宅用火災警報器や簡易自動消火装置等の設置促進に努めます。
- ・警察署の主導のもとに、防犯意識の高揚、防犯知識の啓発活動を推進します。
- ・警察署や防犯協議会、警察署防犯ボランティア、民生委員児童委員、福祉員、障害者団体等と連携し、振り込め詐欺、悪質商法等各種犯罪被害防止リーフレットの配布、講習会の実施などに努めます。
- ・ワンドア・ツーロック、センサーライト等の防犯機器の設置促進の啓発に努めます。

目標事業量

事業名	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
周南市公共施設オストメイトトイレの設置 （設置数）	21 か所	H21	30 か所	H26
災害時要援護登録 （登録者数）	1,286 人	H21	2,000 人	H26
自主防災組織〔市防災危機管理室〕 （組織率）	64%	H21	88%	H24